

久御山町集合住宅上下水道料金算定特例計算例

算定特例は、生計を別にしている2世帯以上が居住されている集合住宅が、町が設置している1つのメーターで水道を使用する場合に適用するもので、各戸のメーターをそれぞれ口径20mm以下とみなし、使用水量を各戸が均等に使用したものとみなして料金計算します。(適用を希望される場合は、申請書を提出してください。)

通常計算と特例計算の比較例(2か月)

参考例	親メーターの口径	40mm	※ 表の計算は、あくまで一例です。算定特例は、使用水量が多い場合に有利な算定方法であり、親メーターの口径や使用水量、適用戸数によっては、かえって料金が高くなる場合がありますのでご注意ください。
	使用水量(2か月)	800m ³	
	適用戸数	30戸	

適用日: 令和7年4月1日

	通常計算	特例計算
水道料金	基本料金 口径40mmの基本料金 28,800円 従量料金 使用水量 800m³ ◆1m ³ ~20m ³ まで単価45円 20m³ × 45円 = 900円 ◆21m ³ ~40m ³ まで単価165円 20m³ × 165円 = 3,300円 ◆41m ³ ~1,000m ³ まで単価185円 760m³ × 185円 = 140,600円 従量料金 144,800円 水道料金 (基本料金28,800円 + 従量料金144,800円) × 1.10 = 190,960円	基本料金 2,400円(口径20mm以下の基本料金) × 30戸(適用戸数) = <u>72,000円</u> 従量料金 使用水量 800m³ ◆1m ³ ~20m ³ まで単価45円 20m³ × 30戸 = 600m³ × 45円 = 27,000円 ◆21m ³ ~40m ³ まで単価165円 20m³ × 30戸 = 600m³ × 165円 = 33,000円 従量料金 60,000円 水道料金 (基本料金72,000円 + 従量料金60,000円) × 1.10 = 145,200円
	下水道使用料	基本使用料(基本水量20m ³ まで) 1,716円 超過使用料 超過汚水量 780m³ ◆21m ³ ~40m ³ まで単価91円 20m³ × 91円 = 1,820円 ◆41m ³ ~60m ³ まで単価145円 20m³ × 96円 = 1,920円 ◆61m ³ ~100m ³ まで単価100円 40m³ × 100円 = 4,000円 ◆101m ³ ~200m ³ まで単価105円 100m³ × 105円 = 10,500円 ◆201m ³ ~400m ³ まで単価110円 200m³ × 110円 = 22,000円 ◆401m ³ ~1,000m ³ まで単価124円 400m³ × 124円 = 49,600円 超過使用料 89,840円 下水道使用料 (基本使用料1,716円 + 超過使用料89,840円) × 1.10 = 100,711円
上下水道料金		291,671円